



令和5年9月12日

「研究者・教員等の雇用状況に関する調査」（令和5年度）の調査結果を公表します

文部科学省では、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等のうち、無期転換申込権発生までの期間（原則5年）を10年とする労働契約法の特例（以下、「10年特例」という。）の対象者（以下、「特例対象者」という。）に関して、令和5年4月1日以降、本格的な無期転換申込権の発生が見込まれることを踏まえ、当該特例対象者の雇用状況に関する実態把握のため、標記調査を実施しました。このたび、調査結果を取りまとめるとともに、本調査結果を踏まえ、各機関に改めて適切な対応を促す依頼文を発出しますので、公表します。

1. 調査の内容

（1）調査時点

令和5年4月1日現在

（2）調査対象

<機関への調査>

国立大学、公立大学、私立大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人（847機関）

<個人への調査>

上記の機関に所属する特例対象者（110,706人）

（3）調査方法

<機関への調査>

全847機関を対象とした悉皆のアンケート調査（回答数：801機関、回答率：94.6%）

<個人への調査>

全機関に所属する特例対象者（110,706人）を対象とした悉皆アンケート調査（回答数：7,198人、回答率：6.5%）

（4）調査項目

<機関への調査>

特例対象者の雇用状況

特例に関する特例対象者への伝達状況

特例対象者に対するキャリアサポートの取組 等

<個人への調査>

無期転換ルールの特例に関して知っていること

キャリアサポートの取組への参加希望 等

2. 調査結果の概要

- (1) 特例対象者のうち、令和5年4月1日時点までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を越し無期転換申込権が発生することとなった者の、令和5年4月前後の雇用契約の状況

○今回の調査では「無期労働契約を締結した者」と「有期労働契約を継続した者（無期転換申込権が発生した者）」を合わせると、特例対象者12,397人のうち9,977人（80.5%）の者が無期労働契約を締結した又は締結する権利を得たことがわかった。

令和5年4月前後の雇用契約の状況		人数（割合）
無期労働契約を締結した者		511人（4.1%）
有期労働契約を継続した者（無期転換申込権が発生した者）		9,466人（76.4%）
労働契約を終了した者		2,420人（19.5%）
うち、定年退職以外の者		1,995人（16.1%）
うち、次の雇用先が確定している者		458人（3.7%）
うち、本人の希望により就労を選択していない者		38人（0.3%）
うち、次の雇用先が未定で求職中の者		101人（0.8%）
うち、就職・求職状況を機関として把握していない者		1,398人（11.3%）
計		12,397人（100.0%）

- (2) 10年特例に関する特例対象者に対し、特例対象者となるか否かの説明状況

○前回調査時と比較して、労働契約締結時に特例対象者となるか否かを伝えていると回答した機関の割合は増加した（前回調査時：43.0%、今回：51.0%）。

○国立大学、研究開発法人及び大学共同利用機関法人については92.1%（105機関/114機関）がいずれかのタイミング（以下項目A～E）に特例対象者か否かを周知していると回答した。

周知のタイミング・方法	機関数（割合）
A 労働契約締結時	257機関（51.0%）
B 通算契約期間が5年を初めて超える契約更新の際	54機関（10.7%）
C 通算契約期間が10年を初めて超える契約更新の際	65機関（12.9%）
D 常時労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等で伝えている	58機関（11.5%）
E その他のタイミングで周知	34機関（6.7%）
F 今後早期に伝える予定	114機関（22.6%）
G その他	44機関（8.7%）
計	504機関（100.0%）

（※回答は複数回答を含む）

- (3) キャリアサポートについて

<機関への調査>

特例対象者に対するキャリアサポートについて、機関内で実施されている取組

○「キャリアサポートの取組は行っていない」と回答した機関の割合は依然として高いが、前回調査時と比較すると減少した（前回調査時：98.3%、今回：74.2%）（※）

○国立大学、研究開発法人及び大学共同利用機関法人については、「キャリアサポートの取組は行っていない」と回答した機関の割合は比較的低かった（国立大学：57.1%、研究開発法人：33.3%、大学共同利用機関法人：25.0%）。

（※前回調査においては、「雇用契約を終了する場合、何らかのキャリアサポートの取組を行うことになっていますか」という設問で調査）

取組	機関数（割合）
キャリア相談のための面談の実施	32 機関（6.3%）
転職支援のためのセミナー等の開催・案内	3 機関（0.6%）
スキルアップ支援のためのセミナー等の開催・案内	36 機関（7.1%）
他機関の公募情報のホームページ等における周知	81 機関（16.1%）
その他	20 機関（4.0%）
キャリアサポートの取組は行っていない	374 機関（74.2%）
計	504 機関（100.0%）

（※回答は複数回答を含む）

<個人への調査>

機関におけるキャリアサポートの取組について、どのような取組があれば、参加・活用したいか（既に行われている取組も含む）

○一定割合の研究者・教員等の個人は何らかのキャリアサポートの取組を希望している。

取組	機関数（割合）
キャリア相談のための面談の実施	3,437 人（47.7%）
転職支援のためのセミナー等の開催・案内	2,123 人（29.5%）
スキルアップ支援のためのセミナー等の開催・案内	2,923 人（40.6%）
他機関の公募情報のホームページ等における周知	3,351 人（46.6%）
その他	416 人（5.8%）
計	7,198 人（100.0%）

（※回答は複数回答を含む）

3. 今後の対応

○ 調査結果を周知するとともに、改めて関係機関における適切な対応を依頼。

【関係機関への依頼文】

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00077.html

(ポイント)

1. 無期転換申込み等に係る適切な対応

- ・無期転換申込権が発生した研究者・教員等からの無期転換の手続きについて確実に周知するなど、無期転換に係る適切な対応をとっていただくこと。
- ・無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、引き続き留意すること。
- ・各機関の取組例等を参考にしつつ、研究者・教員等の適切な雇用に向けた対応に引き続き取り組むこと。

2. 特例対象者への10年特例の制度等に関する適切な説明

- ・特例対象者と有期労働契約を締結する場合には、相手方が特例対象者となる旨等を書面により明示し、10年特例の制度の概要を説明すること等により、相手方が特例対象者であることをあらかじめ適切に了知できるようにするなど、適切な対応をとっていただくこと。

3. 特例対象者に対するキャリアサポートの実施

- ・契約期間の満了に伴い雇用関係を終了する場合を含め、研究者・教員等の雇用の終了に当たっては、雇用終了に関する説明や雇用終了後の状況把握に努めていただくとともに、各機関の取組例等も参照しつつ、各機関の特例対象者の実情に応じ、特例対象者に対するキャリアサポートの取組を行っていただくなど、特例対象者のキャリアパスへの配慮に努めていただくこと。

4. 次回の調査を見据えた対応

- ・特例対象者の雇用状況を可能な限り正確に把握することができるよう、令和5年度中に契約更新すれば通算契約期間が10年を越すこととなる特例対象者数及びそのうち契約更新をして無期転換申込権が発生した者の数、無期転換申込権を行使して無期転換した又はする予定の特例対象者数、契約期間の満了に伴い雇用関係を終了した特例対象者のその後の職業選択に係る情報等をあらかじめ把握いただくなど、次回の調査も見据えた対応をいただくこと。

- 今後、文部科学省において、今般の調査結果も踏まえ、10年特例の運用面の課題の確認や運用上の見直しの方向性等を含め、研究者・教員等の雇用環境の改善等に関し有識者会議において検討を行う予定。

<担当> 科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室
室長 高見 暁子
課長補佐 對崎 真楠
係長 依田 洸
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-4051（直通）